

KSK2 導入により予測モデルの精度向上へ

青木長官、AIやデータ活用で 申告漏れ把握や調査効率図る

本誌は、令和8年8月7日付けで財務省主税局長から第57代国税庁長官に就任した青木孝徳氏にインタビューを行った。9月24日から国税庁の新たな基幹システムであるKSK2が導入されることになるが、青木長官は、「課税・徴収事務の効率化・高度化」と「納税者の利便性向上」を目指し、デジタル活用を前提とした効率的な事務運営を推進していくとの方針を示した。また、国税庁では、保有する過去の税務調査の事績や申告・決算の情報、法定調書などのデータを使用し、申告漏れのリスクをスコア化する予測モデルを構築しているが、青木長官は、KSK2の導入により、予測モデルの精度向上に向けた取り組みを進めるとともに、生成AIなどの最新技術も活用していくとしている。

デジタル前提の効率的な事務運営を推進

本誌：全国の国税局や税務署にGSSが本格導入され、また、9月24日にはKSK2が導入されます。国税当局の内部事務や税務調査を含む納税者にどのような影響がありますか。

長官：GSSについては、昨年8月から順次導入を進め、本年6月に全国への導入を完了しました。また、国税庁の新たな基幹システムとしてKSK2の導入を本年9月24日から予定しています。KSK2の導入により、さらなる「課税・徴収事務の効率化・高度化」と「納税者の利便性向上」を目指し、デジタル活用を前提とした効率的な事務運営を推進していきたいと考えています。具体的には、「書面処理からデータ処理への転換」「AIやデータ活用の推進」「効率的な調査等に向けた新機能の導入」等により、事務効率化・高度化を図ります。また、GSS・KSK2は、主に税務職員が業務利用するシステムであり、納税者の方への直接的な影響は多くありませんが、

①税務署からのお尋ねに対し、書面ではなくWeb上で回答が可能になること、②税務署からの通知に対し、書面ではなく、データで受領・閲覧できる範囲が拡大することなどにより、納税者の利便性の向上にも資するものと考えています。

申告漏れのリスクをスコア化

本誌：最近の各税目の調査事績をみると、不正事案の調査選定でAIを活用することにより大きな成果を上げています。現在の税務調査におけるAIの活用状況と今後の取組についてお聞かせください。

長官：国税庁では、AIやデータ分析を最大限に活用し、申告漏れの把握や調査の効率化・高度化に取り組んでいます。例えば、国税庁が保有している過去の税務調査の事績や申告・決算の情報、法定調書などのデータを使用し、申告漏れのリスクをスコア化する予測モデルを構築しています。調査に当たっては、

予測モデルの判定結果に加え、税務職員が各種保有資料等をもとにさらに分析・検討を行い、調査の要否や優先度を最終的に判断することとしています。その上で、調査の必要性が高いと判断された納税者に対しては、深度ある調査を実施しています。KSK2の導入によって、利用可能なデータが増加することになるため、予測モデルの精度向上に向けてさらに取り組みを進めるとともに、生成AIなどの最新技術も活用して、適正・公平な課税の実現に努めていきたいと考えています。

9月末にはIIRに係る初回申告期限

本誌：グローバルミニマム課税を含む国際税事案についての対応方針を教えてください。

長官：グローバルミニマム課税制度は、法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するための制度です。本年9月末には、対象となる法人の多くが、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（IIR）に係る初回申告期限を迎えることになります。このため、これまで法令解釈の通達やQ&A等を公表するとともに、経済団体等に対する説明会を実施するなど、制度の円滑な定着に向けた取組を進めてきたところです。今後も引き続き、丁寧な対応をしていきたいと思っています。

消費税不正還付事案は重点的課題

本誌：消費税の不正対策として輸出物品販売場制度（リファンド方式）への移行が予定されています。免税店制度のリファンド方式を含めて、消費税不正還付への対応についてお聞かせください。

長官：消費税不正還付事案については、重点的な課題と位置づけ、特に厳正に対処しています。消費税の還付申告書の提出があった場合には、提出書類や保有する資料情報等に基

づき厳格な審査を行うこととしています。その上で、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、書面照会や実地調査を行うなどして、還付原因等の解明・確認を実施して、申告内容に誤り等が認められた場合には確実に是正することとしています。

また、輸出物品販売場制度については、これまで、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さず国内転売するといった悪質な不正事例が把握されていました。このような不正利用を防止する観点から、本年11月1日より、税込価格で販売し、出国時に税関で購入品の持ち出しを確認した場合に、事後的に消費税相当額を返金するリファンド方式となります。国税庁では、リファンド方式への円滑な移行に向けて、法令解釈通達やQ&A等を公表したほか、事業者向けの説明会を開催しており、引き続き、関係省庁とも緊密に連携し、取組を進めていきます。

本誌：ありがとうございました。



青木孝徳（あおき たかのり）

平成元年4月 主計局総務課
6年7月 桜井税務署長
令和元年7月 近畿財務局長
2年7月 主計局次長
3年7月 大臣官房審議官（主税局担当）
5年7月 主税局長
8年8月 国税庁長官